

四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 27 日

告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内に存する空き家を有効に活用して移住者の住宅を確保するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住者の住宅の改修等を支援し、もって愛媛県外からの移住及び定住を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク（愛媛ふるさと暮らし応援センターが運営する空き家バンクをいう。）又は四国のまんなか空き家バンク（市が運営する空き家バンクをいう。）（以下これらを「空き家バンク」という。）に登録された一戸建ての住宅をいう。
- (2) 移住者 愛媛県外から市内に生活の本拠を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定による記録をされた者をいう。ただし、次に掲げる理由による者を除く。
 - ア 市内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学
 - イ 所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任
- (3) 働き手世帯 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、構成員のうち少なくとも 1 人が満 18 歳以上満 60 歳未満である世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 申請日の属する年度の 4 月 1 日において、満 18 歳未満の子（当該年度の 4 月 1 日が 18 歳に達する日である者を含む。）が属する世帯をいう。
- (5) 地域おこし協力隊 四国中央市地域おこし協力隊要綱（平成 28 年四国中央市告示第 160 号）第 1 条に規定する地域おこし協力隊をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日の属する年度の前 5 年度内における移住者であって空き家に 5 年以上居住する意思を有するもの
 - (2) 申請日において、働き手世帯又は働き手世帯かつ子育て世帯である世帯に該当する者
 - (3) 申請日において、本人及び同一世帯に属する者が前住所地を含め地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村税（同法に規定する特別区税を含む。）を滞納していない者
- 2 地域おこし協力隊の隊員については、地域おこし協力隊を離職する日をもって移住者とみなす。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、移住者が居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建ての住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家であること。

- (2) 当該空き家の改修等を行うことができる権利を有していること。
- (3) 過去に補助金の交付を受けた住宅でないこと。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事等は、補助対象住宅について次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の改修工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）にあつては 50 万円以上、家財道具の搬出等に要する費用にあつては5万円以上であること。
- (2) 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者が施工等を行うものであること。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助制度による補助を受ける場合においては、当該他の補助制度の対象経費は、補助対象経費から控除する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 市税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）
- (5) 申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権利を有することを証する書類
- (6) 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の算出根拠
- (7) 当該住宅の配置図及び平面図
- (8) 現況写真
- (9) 他の補助制度を利用する場合は、当該他の補助制度の申請書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ、移住者住宅改修支援事業変更承認申請書（様式第5号）に当該変更を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 補助対象事業費の20%を超える変更

2 市長は、前項の規定により補助事業の変更を承認したときは、移住者住宅改修支援事業変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに移住者住宅支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 事業実績書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費の明細書
- (4) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (5) 完成写真
- (6) 他の補助制度を利用した場合は、当該他の補助制度の完了報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、移住者住宅改修支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）により市長に請求しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象住宅を補助金の確定を受けた日から5年を経過する前に取り壊し、又は第三者に賃貸し、若しくは売却したとき。
- (5) 補助金の確定を受けた日から5年を経過する前に転居し、又は転出したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第 17 条 補助事業者は、前条第 2 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条第 2 項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 20 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に移住者が実施する住宅の改修等について適用する。

附 則 (平成 30 年 2 月 16 日告示第 8 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金について適用し、同日前に申請した四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日告示第29号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第2条第3号の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金について適用し、同日前に申請した四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第57号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第156号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月25日告示第33号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金について適用し、同日前に申請した四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月9日告示第127号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第2条第1号の規定は、この告示の施行の日以後に申請する四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金について適用し、同日前に申請した四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日告示第81号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定（「者」を「もの」に改める部分に限る。）は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

補助対象経費			補助金の額
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とのいずれか少ない額 (1) 働き手世帯 100万円 (2) 働き手世帯かつ子育て世帯である世帯 100万円に、100万円に世帯に属する満18歳未満の者の数を乗じて得た額を加算して得た額と400万円のいずれか少ない額
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と20万円とのいずれか少ない額

様式第1号（第7条関係）

移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 事業区分 (☐住宅の改修 ☐家財道具の搬出等)

3 添付書類

- (1) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 市税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）
- (5) 申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権利を有することを証する書類
- (6) 補助対象事業費の算出根拠
- (7) 当該住宅の配置図及び平面図
- (8) 現況写真
- (9) 他の補助制度を利用する場合は、当該他の補助制度の申請書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

1 収支予算

(住宅の改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅の改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	家財道具の搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	住宅の改修及び家財 道具の搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者

氏 名		年齢		性別	☐ 男 ☐ 女
現住所					
電話番号					
メールアドレス					
移住の時期					
移住前の住所					
移住の理由					
世帯構成（年齢）					

[illegible]

誓約書

四国中央市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行なった住宅に、補助金額の確定通知があった日から 5 年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行なった住宅を補助金額の確定通知があった日から 5 年を経過する前に取り壊し、又は第三者に賃貸し、若しくは売却しません。
- 3 四国中央市が住民基本台帳等で上記 1 及び 2 の事項を満たしているか調査することについて同意いたします。
- 4 改修等が完了した日以後、1 月以内に入居します。
- 5 市内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任、結婚による転居等ではありません。
- 6 この告示の規定を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、四国中央市から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。
- 7 四国中央市が指定する期日までに四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項に基づく返還がなされない場合には、四国中央市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得・財産調査等を実施することに同意します。

様式第4号（第8条関係）

移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

様式第 5 号（第 9 条関係）

移住者住宅改修支援事業変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり変更したいので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

3. 変更申請額

既交付決定額	金	円
変更後の申請額	金	円
差引増減額	金	円

4. 添付書類

- (1) 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

移住者住宅改修支援事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付で申請のあった補助事業の変更については、下記のとおり承認することと決定したので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更承認の内容

様式第7号（第10条関係）

移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

3 中止期間（廃止の時期）

様式第 8 号（第 10 条関係）

移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付で申請のあった補助事業の中止（廃止）については、承認することと決定したので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

様式第 9 号（第 11 条関係）

移住者住宅改修支援事業実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、当該補助事業が完了したので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業区分 （ ☐住宅の改修 ☐家財道具の搬出等 ）
- 3 添付書類
 - (1) 世帯員全員の住民票（続柄が記載されているものに限る。）
 - (2) 事業実績書（様式第 10 号）
 - (3) 補助対象経費の明細書
 - (4) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
 - (5) 完成写真
 - (6) 他の補助制度を利用した場合は、当該他の補助制度の完了報告書の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(住宅の改修)

(家財道具搬出等)

(合計)

2 事業計画

事業実施場所	(物件の所在地)
住宅の構造等	構造：□木造 □鉄骨 □鉄筋コン □その他（ ）
	階数：□平家 □2階 □3階 □その他（ ）
	形式：□ 専用住宅 □ 併用住宅 〈 □店舗 □事業所 □その他（ ）〉
申請者区分	□ 所有 □ 賃貸 □ その他（ ）
実施内容	(住宅の改修)
	(家財道具の搬出等)
請負業者	所在地（住所） 業者名（代表者氏名）
実施予定期間	着工 年 月 日 ・ 竣工 年 月 日
他の補助制度	利用あり (補助金名： 受給日： 補助金額： 円) □利用なし

様式第 11 号（第 12 条関係）

移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金交付額が確定したので、四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 12 号（第 13 条関係）

移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、
四国中央市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定額 金 円

交付確定額 金 円

今回請求額 金 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

注 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。